

GRIガイドライン対照表

「GRIサステナビリティレポートガイドライン（第3版 [G3.1]）」項目		対応する国連グローバル・コンパクト原則	「CSRレポート2012（詳細版）」の掲載箇所 *ページ数は「詳細版PDF」の該当ページです。
1. 戦略および分析			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明		・P3-6（対談）
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明		・P3-6（対談） ・P7-8（三菱重工 環境ビジョン2030） ・P11-12（三菱重工グループのCSR） ・P60（目標と実績） ・P117-118（CSR活動計画）
2. 組織のプロフィール			
2.1	組織の名称		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの、組織の経営構造		・P36（事業・経営に関する新組織・施策）
2.4	組織の本社の所在地		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っているあるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.6	所有形態の性質および法的形式		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.8	報告組織の規模		・P27-33（三菱重工グループの概要）
2.9	規模、構造または所有形態に関して報告書期間中に生じた大幅な変更		・P36（事業・経営に関する新組織・施策）
2.10	報告期間中の受賞歴		・P119-121（社会からの評価）
3. 報告要素			
報告書プロフィール			
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度/暦年など）		・P1（編集方針）
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）		・P1（編集方針）
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）		・P1（編集方針）
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口		・Webサイト（アンケート） ・裏表紙
報告書のスコープおよびバウンダリー			
3.5	報告書の内容を確定するためのプロセス		・P1（編集方針）
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）の詳細はGRIバウンダリー・プロトコルを参照のこと		・P1（編集方針）
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する		・P1（編集方針）
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている事業および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由		—
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基礎		・P1（編集方針） ・P62（環境会計）
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度掲載することの効果の説明およびそのような再記述を行う理由（合併/買収。基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など）		—
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更		—
GRI内容索引			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表		（本対照表）
保証			
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務履行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基礎を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する		・P126-127（第三者意見・ご意見をいただいて）
4. ガバナンス、コミットメントおよび参画			
ガバナンス			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）		・P35（コーポレート・ガバナンスと内部統制の状況） ・P37-38（総合的・戦略的なCSR活動を推進） ・P39-41（主な関連委員会の2011年度の活動）
4.2	最高統治機関の長が執行委員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）		・P35（コーポレート・ガバナンスと内部統制の状況）
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する		・P35（コーポレート・ガバナンスと内部統制の状況）
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム		・P35（コーポレート・ガバナンスと内部統制の状況） ・P100-104（働きやすい職場づくり）
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会および環境のパフォーマンスを含む）との関係		・P35（コーポレート・ガバナンスと内部統制の状況） ・Webサイト（有価証券報告書・四半期報告書等）
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス		—
4.7	経済、環境、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス		—
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則		・P1（社是） ・P7-8（三菱重工 環境ビジョン2030） ・P11-12（三菱重工グループのCSR） ・P45-46（コンプライアンスに関する指針・ガイドラインの整備） ・P53-54（環境管理推進体制） ・P60（目標と実績） ・P92（公平・公正な取引のために） ・P93-94（CSR調達の推進） ・P106（社会貢献活動の方針） ・P117-118（CSR活動計画）
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む		・P3-6（対談） ・P11-12（三菱重工グループのCSR） ・P35（コーポレート・ガバナンスと内部統制の状況） ・P37-38（総合的・戦略的なCSR活動を推進） ・P39-41（主な関連委員会の2011年度の活動） ・P42-44（グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築） ・P53-54（環境管理推進体制）
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス		—
外部のイニシアティブへのコミットメント			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうかおよびその方法はどのようなものかについての説明。		・P3-6（対談） ・P36（リスク管理） ・P37-38（総合的・戦略的なCSR活動を推進） ・P39-41（主な関連委員会の2011年度の活動） ・P42-44（グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築） ・P45-46（コンプライアンスに関する指針・ガイドラインの整備） ・P58（環境に影響を及ぼす潜在リスクの管理・改善） ・P81-83（製品安全に向けた取り組み） ・P92（公平・公正な取引のために） ・P93-94（CSR調達の推進）
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ		・P1（編集方針） ・P3-6（対談） ・P11-12（三菱重工グループのCSR）
4.13	組織が（企業団体などの）団体および/または国内外の提言機関における会員資格		—
ステークホルダー参画			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト		・P11-12（三菱重工グループのCSR）
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準		・P11-12（三菱重工グループのCSR）
4.16	種類ごとおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ		・P3-6（対談） ・P9-10（ステークホルダー・ダイアログ） ・P37-38（総合的・戦略的なCSR活動を推進） ・P88-90（ディスクロージャーの考え方とIR活動） ・P93-94（CSR調達の推進） ・P100-104（働きやすい職場づくり） ・P105（フォーラム35） ・P107-110（2011年度の社会貢献活動実績）
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸念事項と、それらに対して組織がどのように対応したか		・P11-12（三菱重工グループのCSR） ・P117-118（CSR活動計画）

5. マネジメントアプローチおよびパフォーマンス指標		
経済		
経済的パフォーマンス		
EC1	収益、営業経費、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保、および資本提供者や政府に対する支払い金など、創出および分配した直接的な経済価値	<ul style="list-style-type: none"> ・P27-33 (三菱重工グループの概要) ・P107-110 (2011年度の社会貢献活動実績) ・P●● (CSR関連データ集)
EC2	気候変動の影響による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	<ul style="list-style-type: none"> ・P3-6 (対談) ・P7-8 (三菱重工 環境ビジョン2030) ・P13-15 (地球との絆) ・P16 (地球との絆: 社員が紹介する私たちのCSR活動) ・P21-23 (次世代への架け橋) ・P60 (目標と実績) ・P62 (環境会計) ・P69 (三菱重工製品使用時のCO2削減量 (2011年度分)) ・P76-79 (2011年の主な製品・技術事例) ・P117-118 (CSR活動計画)
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—
EC4	政府から受けた相当の財務的支援	—
市場での存在感		
EC5	重要な事業地域での、現地の最低賃金と比較した標準的な男女の新入社員賃金の比率の幅	—
EC6	主要事業拠点での地元のサプライヤー (供給者) についての方針、業務慣行および支出の割合	—
EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	—
間接的な経済影響		
EC8	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	<ul style="list-style-type: none"> ・P3-6 (対談) ・P13-15 (地球との絆) ・P16 (地球との絆: 社員が紹介する私たちのCSR活動) ・P17-19 (社会との絆) ・P69 (三菱重工製品使用時のCO2削減量 (2011年度分)) ・P76-79 (2011年の主な製品・技術事例) ・P107-110 (2011年度の社会貢献活動実績)
EC9	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	<ul style="list-style-type: none"> ・P93-94 (CSR調達の推進) ・P100-104 (働きやすい職場づくり)
環境		
原材料		
EN1	使用原材料の重量または量	原則 8
EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合	原則 8、9
エネルギー		
EN3	一次エネルギー源 (化石燃料、ウラン、自然エネルギーなど) ごとの直接的エネルギー消費量	原則 8
EN4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー (生産や輸送などに使用するエネルギー) 消費量	原則 8
EN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	原則 8、9
EN6	エネルギー効率の高い、あるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための優先的取り組み、およびこれらの優先的取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	原則 8、9
EN7	間接的エネルギー消費削減のための優先的取り組みと達成された削減量	原則 8、9
水		
EN8	水源からの総取水量	原則 8
EN9	取水により著しい影響を受ける水源	原則 8
EN10	水のリサイクルおよび再使用量が総使用水量に占める割合	原則 8、9
生物多様性		
EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	原則 8
EN12	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	原則 8
EN13	保護または回復されている生息地	原則 8
EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	原則 8
EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN (国際自然保護連合) のレッドリスト種 (絶滅危惧種) および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。	原則 8
排出物、廃水および廃棄物		
EN16	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	原則 8
EN17	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	原則 8
EN18	温室効果ガス排出量削減のための優先的取り組みと達成された削減量	原則 7、8、9
EN19	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	原則 8
EN20	種類別および重量で表記する NOx、SOx およびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	原則 8
EN21	水質および放出先ごとの総排水量	原則 8
EN22	種類別および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	原則 8
EN23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	原則 8
EN24	バーゼル条約付属文書 I、II、III および VII の下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	原則 8
EN25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	原則 8
製品およびサービス		
EN26	製品およびサービスの環境影響を緩和する優先的取り組みと影響削減の程度	原則 7、8、9
EN27	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	原則 8、9
遵守		
EN28	環境規則への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	原則 8
輸送		
EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	原則 8
総合		
EN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資	原則 7、8、9

労働慣行とディーセント・ワーク		
雇用		
LA1	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力の男女別内訳	・P27-33 (三菱重工グループの概要) ・P100-104 (多様な人材の活用と育成) ・P●● (CSR関連データ集)
LA2	従業員の新規採用数・総離職数および新規採用率・離職率の年齢、性別および地域ごとの内訳	原則 6 ・P●● (CSR関連データ集)
LA3	主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	—
LA15	男女の育児休暇後における、職場復帰率と定着率	—
労使関係		
LA4	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	原則 1、3 ・P100-104 (働きやすい職場づくり) ・P●● (CSR関連データ集)
LA5	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	原則 3 —
労働安全衛生		
LA6	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	原則 1 ・P●● (CSR関連データ集)
LA7	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死者数	原則 1 ・P100-104 (働きやすい職場づくり) ・P●● (CSR関連データ集)
LA8	深刻な病気に関する、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	原則 1 ・P100-104 (働きやすい職場づくり)
LA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	原則 1 —
研修および教育		
LA10	雇用分野別、男女別の、従業員あたり年間平均研修時間	—
LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	・P96-99 (多様な人材の活用と育成)
LA12	男女別の、業績およびキャリア開発に関する定期的審査を受けている従業員の割合	—
多様性と機会均等		
LA13	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	原則 1、6 ・P96-99 (多様な人材の活用と育成) ・P●● (CSR関連データ集)
女性・男女の平等報酬		
LA14	従業員カテゴリー別の男性および女性の基本給および給与の比率	原則 1、6 —
人権		
投資および調達		
HR1	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数	原則 1、2、3、4、5、6 —
HR2	人権に関する適正審査を受けた主要なサプライヤ、請負業者およびその他の事業パートナーの割合、および実施された活動内容	原則 1、2、3、4、5、6 ・P93-94 (CSR調達の推進)
HR3	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	原則 1、2、3、4、5、6 ・P100-104 (働きやすい職場づくり)
無差別		
HR4	差別が行われた事例の総数と取られた措置	原則 1、2、6 ・P39-41 (主な関連委員会の2011年度の活動) ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築)
結社の自由		
HR5	結社および団体交渉の自由を侵害する、または重大な侵害の恐れのある業務と重要なサプライヤ、およびこれらの権利の支援のために実施された活動	原則 1、2、3 —
児童労働		
HR6	児童労働の重大なリスクがある業務と重要なサプライヤ、および児童労働の廃止に効果的に寄与するために取られた措置	原則 1、2、5 ・P39-41 (主な関連委員会の2011年度の活動) ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築) ・P93-94 (CSR調達の推進)
強制労働		
HR7	強制労働の深刻な危険がある業務と重要なサプライヤ、およびあらゆる強制労働の根絶に寄与するために取られた措置	原則 1、2、4 ・P39-41 (主な関連委員会の2011年度の活動) ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築) ・P93-94 (CSR調達の推進)
保安慣行		
HR8	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	原則 1、2 —
先住民の権利		
HR9	先住民の権利に関する違反事例の総件数と取られた措置	原則 1、2 —
評価		
HR10	人権審査・影響評価の対象となった事業活動数と総事業活動数に対する割合	原則 1、2、4、5、6 —
苦情の解決		
HR11	人権に関する苦情について、正式な仕組みを通じて解決された件数	原則 1、2、4、5、6 —
社会		
地域コミュニティ		
S01	事業活動の中で、同時に現地コミュニティ参画、コミュニティへの影響評価、コミュニティの開発プログラムが施行された事業活動の割合	—
S09	事業活動によってもたらされる、現地コミュニティに対して高い潜在性をもつ、あるいは実際の悪影響	—
S010	事業活動によってもたらされる、現地コミュニティに対して高い潜在性をもつ、あるいは実際の悪影響の回避・緩和措置	—
不正行為		
S02	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	原則 1 0 ・P36 (リスク管理) ・P39-41 (主な関連委員会の2011年度の活動) ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築) ・P47-49 (コンプライアンス教育と意識啓発)
S03	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	原則 1 0 ・P36 (リスク管理) ・P39-41 (主な関連委員会の2011年度の活動) ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築) ・P45-46 (コンプライアンスに関する指針・ガイドラインの整備) ・P47-49 (コンプライアンス教育と意識啓発)
S04	不正行為の事例に対して取られた措置	原則 1 0 ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築)
公共政策		
S05	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	原則 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 —
S06	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	原則 1 0 —
反競争的な行動		
S07	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	— ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築)
遵守		
S08	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	— ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築)
製品責任		
顧客の安全衛生		
PR1	製品およびサービスの安全衛生が影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスの割合	原則 1 ・P81-83 (製品安全に向けた取り組み)
PR2	種別およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	原則 1 ・P42-44 (グループをカバーするコンプライアンス推進体制を構築)
製品およびサービスのラベリング		
PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	原則 8 —
PR4	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	原則 8 —
PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	— ・P84-86 (顧客満足 (CS) 向上のために)
マーケティング・コミュニケーション		
PR6	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	— ・P84-86 (顧客満足 (CS) 向上のために)
PR7	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	—
顧客のプライバシー		
PR8	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	原則 1 —
遵守		
PR9	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額。	—